

令和4年度 税制改正（国税）について

主税局総務課税制企画室長 石井 隆太郎

令和4年度税制改正については、令和3年12月10日に与党において「令和4年度与党税制改正大綱」が決定され、同年12月24日に「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

本稿においては、「令和4年度税制改正の大綱」を中心に説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 令和4年度税制改正の基本的考え方

昨年10月に岸田内閣が発足し、総理の所信表明演説の中で、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に向けて取り組んでいくことが表明された。この方針の実現にあたっては、企業が研究開発や人的資本などへの投資を強化し、中長期的に稼ぐ力を高めるとともに、その収益を更なる未来への投資や、株主だけでなく従業員や下請企業を含む多様なステークホルダーへの還元へと循環させていくことを通じ、企業として持続的な成長を達成するという本来の使命をより一層果たしていくことが必要不可欠となっている。

こうした観点を踏まえ、令和4年度税制改正においては、積極的な賃上げを行うとともに、多様なステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対し、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずることとしている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除の見直し等を行うこととしている。

具体的な改正内容等は以下のとおりである。

2. 成長と分配の好循環の実現

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置 （「賃上げ促進税制」）

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、一定規模以上の企業については、マルチステークホルダーに配慮した経営に宣言することを要件としつつ、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化することとしている。

なお、上記の賃上げ促進税制とあわせて、政府としては、赤字で減税の恩恵を受けられない企業に対して、賃上げを行う場合の補助金の補助率を引き上げる特別枠の設定を行うことや人への投資を積極化させるための施策パッケージの創設、下請け取引の適正化、中小企業の転嫁対策の実施などに取り組むこととしており、これらの施策により民間の賃上げを促していくこととしている。

また、本税制の議論が行われた与党の税制調査会がとりまとめた「令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日）」においては、第一章で、「未来への投資等に向けた経済界への期待」と題し、今回講じられる賃上げ促進税制の抜本的強化等の施策の趣旨を踏まえ、『経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい』との記述も盛り込まれている。

(ア) 大企業向け

継続雇用者の給与総額を3%増加させた場合の15%

の税額控除に加え、以下の場合に控除率を上乗せすることとしている。(最大30%) (資料1)

- ・継続雇用者の給与総額を対前年度4%以上増加させた場合には、税額控除率に10%を加算
- ・教育訓練費を対前年度2割以上増加させた場合には、税額控除率に5%を加算

(イ) 中小企業向け

中小企業について、全雇用者の給与総額を1.5%増加させた場合の15%の税額控除に加え、以下の場合に控除率を上乗せすることとしている。(最大40%) (資料2)

- ・全雇用者の給与総額を対前年度2.5%以上増加させた場合には、税額控除率に15%を加算
- ・教育訓練費を対前年度1割以上増加させた場合には、税額控除率に10%を加算

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充

スタートアップを徹底支援するとともに、既存企業

の事業革新を促すことにより、企業が生み出す付加価値の向上につなげることも、「成長と分配の好循環」の実現に向けて必要不可欠である。このため、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。(資料3)

(3) 5G促進税制の見直し

昨年10月の総理所信表明演説においては、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めていく「デジタル田園都市国家構想」を進めることが盛り込まれた。このデジタル田園都市国家構想実現に向けては、5G全国ネットワークについて、高度なインフラを都市・地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速することが重要である。また、企業等の多様な主体が自らシステムを構築するローカル5Gについても、社会

資料1

賃上げ促進税制(案)

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。(2年間の時限措置) その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		《現 行》 <small>※人材確保等促進税制</small>	《改 正 案》
【適用要件】			
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上
■マルチステークホルダーへの配慮 <small>※1</small>			従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
【税額控除】		【控除率最大20%】	【控除率最大30%】
■控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
■控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)		+10% 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率4%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+5% <small>※2</small> 教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+5% <small>※3</small> 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案:明細書の保存)が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

資料2

中小企業における賃上げ促進税制（案）

○ 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）する。

		《現 行》 <small>※所得拡大促進税制</small>		《改 正 案》	
【適用要件】					
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上		→（変更なし）	
【税額控除】		〔控除率最大25%〕		〔控除率最大40%〕	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額		→（変更なし）	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ （賃上げ）	+10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ （教育訓練費）		教育訓練費増加等の要件の充足	+10% <small>※2</small>	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%		→（変更なし）	

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正案：廃止）

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

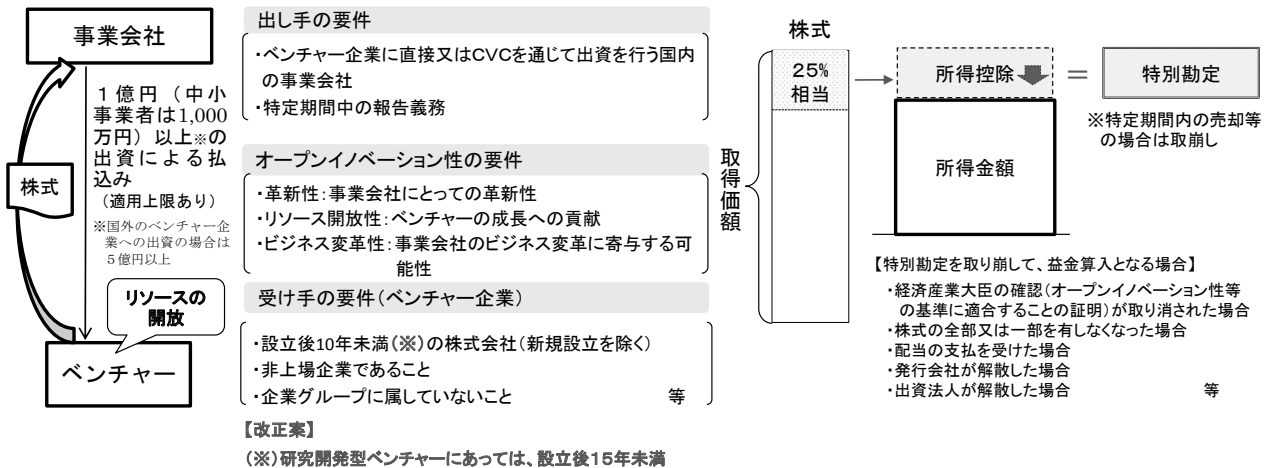
資料3

オープンイノベーション促進税制の拡充（案）

○ ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長（令和6年3月31日）する。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したのにより取得した株式。
※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（出資後5年間【改正案：3年間】）中、経済産業大臣が証明。



課題解決や事業革新等に向け、導入を後押しすることが求められている。こうした観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しを行った上で、適用期限を3年間延長する。(資料4)

(4) 住宅ローン控除等の見直し

本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっている。こういった社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するためには、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることが重要である。こうした考え方に基づいて、具体的には以下の所要の見直しを行う。

- ・住宅ローン控除は4年間延長する。
- ・カーボンニュートラル実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う(消費税率引き上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ

措置は終了)。令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅については省エネ基準への適合を要件化するなどの措置を講じる。

- ・新築住宅等について控除期間を13年とするほか、一定の場合^(注)に40m²以上の住宅を控除対象とする。

(注) 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅、合計所得金額1,000万円以下の者

- ・会計検査院の指摘に対応する観点から、控除率を0.7%とする。また所得要件を2,000万円以下とする。(資料5)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額を見直した上で、適用期限を2年間延長する。(資料6)

3. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税理士制度の見直し

税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に

資料4

5G導入促進税制の見直し(案)										
○「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げる等とした上で、適用期限を3年間延長(令和7年3月31日)する。										
【制度の概要】										
5G法 ^(※) の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。										
<small>(※)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律</small>										
■ 税額控除率・特別償却率										
措置内容	税 額 控 除								特 別 償 却	
	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア ローカル5G免許人	
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア ローカル5G免許人	
供用年度	現行	R4	R5	R6	現行	R4	R5	R6	現行	R4~R6
条件不利地域 (過疎地域など)	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%						
■ 対象設備										
全国5G					ローカル5G					
無線設備(送受信装置、アンテナ)					無線設備(送受信装置、アンテナ)、 通信モジュール、コア設備、光ファイバ					
<small>※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件(全国5G)等の見直しを行う。</small>										

資料5

住宅ローン控除の見直し（案）

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - 省エネ性能等の高い認定住宅等（注1）につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
 - ※ 消費税率引き上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
 - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（現行：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（現行：10年）へと上乗せ（注2）
 - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（現行：3,000万円以下）とする
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

※ 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする
 ※緑の太枠内：新規の措置、金額：借入限度額
 *消費税率引き上げに伴う反動減対策 令和4・5年入居 令和6・7年入居

	見直し前	見直し後	
新築住宅・ 買取再販住宅 (注3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円 ↑* (3,000万円)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)
	一般住宅	4,000万円 ↑* (2,000万円)	ZEH水準省エネ住宅 4,500万円 3,500万円 省エネ基準適合住宅 4,000万円 3,000万円 その他の住宅(注4) 3,000万円 2,000万円
	一般住宅	2,000万円	認定住宅等 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、 ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅)
既存住宅	一般住宅	2,000万円	その他の住宅(注4) 2,000万円

(注1) 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
 (注2) 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
 (注3) 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
 (注4) 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
 (注5) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

資料6

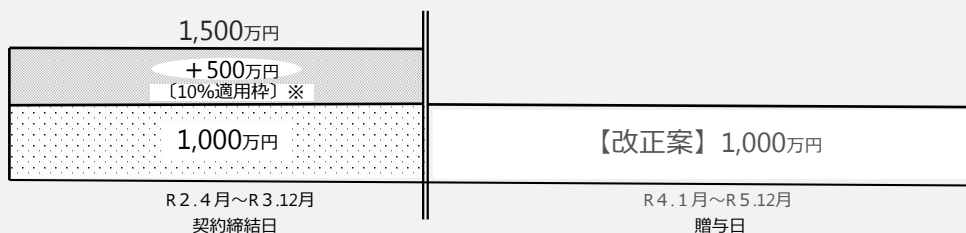
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し（案）

親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
 （平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）⇒【改正案】令和5年12月31日まで2年延長

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額



※ 消費税率引き上げに伴う反動減対策としての上乗せ部分

(注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
 2 受贈者の年齢要件：20歳 ⇒【改正案】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）
 3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内 又は②耐震基準に適合していることが必要。
 ⇒【改正案】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。
 4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月未まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。
 ⇒【改正案】令和5年12月未まで2年延長。
 5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度を見直すこととしている。具体的には、

- ・ 税理士は、業務のICT化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する
- ・ 若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格の緩和を実施する等の措置を講ずる。(資料7)

(2) 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多額であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する。記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じているところである。

これらを踏まえ、記帳義務及び申告義務を適正に履

行する納税者との公平性の観点に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対し、過小申告加算税等の加重措置(+5%又は+10%)を講ずるとともに、証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設することとする。

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

(4) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

デジタル技術を活用し、納税者が簡単に手続きを行うことができる環境の整備を行うことが重要であるとの観点から、登録免許税や自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設等を行う。(資料8)

資料7

税理士制度の見直し(案)

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

1. ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 税理士の業務におけるICT化の推進
- 事務所設置規制の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃)
- 税務代理の範囲の明確化
- 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化
- 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

2. 多様な人材の確保

- 税理士試験の受験資格の見直し(会計学科目の受験資格の不要化、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和)

3. 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

- 税理士法人の業務範囲の拡充
(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務)
- 税理士法人社員の法定脱退事由の整備
(業務停止処分等により法人から脱退することの明確化)
- 懲戒逃れを図る税理士等への対応※
(税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備
元税理士に対する「懲戒処分相当であったこと」の決定)処分の創設)
- 税理士懲戒処分の除斥期間の創設(10年)

4. その他

- 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備
- 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等※

※ 国税庁のみ要望

資料8

登録免許税及び自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設(案)

- 登録免許税及び自動車重量税は、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされているが、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、書面申請の場合も含め、クレジットカード等による納付も可能にする。

現行

	申請方法	納付方法
登録 免許税	窓口	現金納付・印紙納付
	オンライン	現金納付・印紙納付・ ネットバンキング等による納付
自動車 重量税	窓口	印紙納付
	オンライン	ネットバンキング等による納付

見直し後

窓口・オンラインでの申請にかかわらず、クレジットカード等による納付を可能とする。